

市営住宅から退去される皆様へのお願い

砂川市建設部建築住宅課住宅係

1. 「砂川市営(改良)住宅退去届出書」「砂川市営(改良)住宅駐車場中止届出書」

退去される5日前までに砂川市建築住宅課住宅係までご提出ください。

2. 退去月の使用料

退去月の住宅料および駐車場使用料(月額2,670円)については日割となります。振替処理の都合上、一旦満額を口座振替した後に、差額を返金する措置を取る可能性があります。日割分の納付書を発行することもできますので、ご不明な点をご相談ください。

3. 退去立会に伴う損害賠償金(退去修繕費の請求)

退去の際、部屋の中の荷物を全て撤去した状態で、入居者・市職員・管理人等で住宅の状態を確認(立会)します。忘れ物、故意又は過失で破損・汚損させた箇所、水道・ガス・電気の解約状況などを一緒に確認します。また、この時点において鍵と取扱説明書(平成6年以降建設の住棟では入居時配布：※)の返却を受けます。

※対象団地は、三砂団地・三砂ふれあい団地・北光団地(A~F棟)・南吉野団地・石山団地

なお、入居のしおりに記載の通り、「例外として特約事項(退去時の清掃費負担)」があります(三砂ふれあい団地・北光団地(A~F棟)・南吉野団地・石山団地では、レンジフードの清掃も含まれます)。

4. 滞納家賃等

滞納している住宅料及び駐車場使用料については、退去される日までに必ず、全額納付してください。なお、滞納が解消されない場合には、砂川市営住宅管理条例第19条第2項に基づき、すでに納めている敷金から相殺されます。相殺後も滞納が残る場合には、退去後も請求いたします。

5. 口座振替家賃の廃止手続き

口座振替を利用されている方は、口座振替廃止届を提出してください。この手続には印鑑(還付先口座のお届け印)・振替先口座の情報(預金通帳など)が必要です。

6. 敷金等の精算

納付済の敷金から、退去月の日割料金等の差し引いた残りの金額を還付します。

還付は、住宅係窓口で直接行うか指定口座への入金が行われます。口座への入金を選択した場合、入金までに1ヶ月程度かかります。この手続には還付先口座の情報(預金通帳など)をご持参いただく必要があります。

○お問い合わせ先：砂川市役所建設部建築住宅課住宅係 0125-74-8757 (直通)